

海の占領についての一考察

清 水 良 三

目 次

- 一 序説
- 二 海の主権について
- 三 海の自由について
- 四 論争の知的基盤
- 五 支配権と所有権

一 序 説

海は何人のものでもなく、又、どこの国のものでもないという考え方と、諸国政府は夫々自己の力と意志に従つて海への支配権を主張出来るのだという考え方の間には、根本的な相違がある。此の二つの考え方とは相対立し、其の対立の度合は、夫々の時代の政治的・戦略的・経済的状況を支配して、或いは強まり、或いは弱まった。一国或いは

二国の大國が支配的な権力を握っていた時は、これらの、或いは单一の強大國は、航行の自由を当然の如く主張し、海上輸送が地域沿岸國の管理から解放されている事を、当然の如く主張したのである。斯様な時代においては、海は經濟的競争の場とは看做されなかつた。海は大國にとつて戦略の場と考えられた。だが、大國の勢力が衰え、彼らの意志を小國に押し付けることが出来なくなると、或いは多数國の存在が明確化し彼らの間に勢力の均衡が実現すると、海洋資源の保護と保存が強調されるようになる。そして海に対する地域國家の権利主張がなされるようになるのである。十七世紀前半は、斯様な現象が現われて來た時代であった。この頃ハプスブルグ帝國の勢力は衰運をたどり、各地に新しい地域的な勢力が勃興しはじめたのである。其の中でも英國とスエーデンが目立つた存在になつて來た。この頃から海の資源の枯渇化が問題視され、保存の必要性について多くの事が論じられたのである。今日、我々が直面している状況も、當時と似たものになつて來ている。すなわち今日では海洋國家は相互抑制の軸の上に、均衡状態を保つて共存しており、彼らの従来の権威を横奪する傾向を示しつつある多数の小國の権利主張に打ち克つことは、出來なくなつて來ているのである。三百年も経過してから再び資源の枯渇化が論議の対象になつて來たのである。歴史の筋書においては、海の使用が絶対的に自由であったのは、比較的短期間であったのであり、大英帝国の海軍の優勢下に、其の勢力との共存の時代が寧ろ長かつたのである。奴隸貿易の禁止の時代までは、海の使用の絶対的自由が確立されることとなかった。しかし漸く確立された海の使用の絶対的自由も、國際連合時代になつてまき起つた技術的・經濟的革命によつてひっくり返されてしまつたのである。

奴隸貿易が禁止されるようになつて、はじめて海の使用の絶対的自由が確立されるようになつた時は、どういう事かについて、D・P・オコンネル教授は次の様に述べている。^①一八〇七年に英國の自治領において奴隸制が廃止され、

一八一五年のウイーン会議で奴隸貿易が非難されてから、英國はアメリカ合衆国への奴隸輸送を防止するため海軍力による干渉に乗り出そうとした。奴隸貿易は当時、海賊行為としての取扱いを受けていなかつたので、公海上において奴隸輸送船を臨検する権利を主張することは困難であった。そして英國の植民地海事裁判所（Vice-Admiralty Courts）^②が外国船舶に対し、それぞれ奴隸貿易に従事しているとの理由で、有罪を宣告することは出来なかつたのである。この問題の解決策として考案されたのが相互臨検制を規定する条約体系の確立であった。そして一八四二年のウェブスター・アシュバートン条約の第八条によつて「海の自由の勝利」が尊重されるに至つた。^③すなわち本条において、英國とアメリカ合衆国は夫々別個に奴隸貿易禁止のための法律を制定し、これを強制することに同意したのである。以上がオコンネル氏の説明である。そこには、基本的人権を無視し、何人もいかなる理由によつても容認することの出来ない奴隸貿易が、夫々別個に於てではあるが、実力のある文明国の法律によつて禁止され、それが強制されるようになつてから、初めて海の自由が実現したという解釈が潜んでいる。すなわち海の自由とは、人間の自由がそして個人個人の人権が保護される必要を度外視しては、考えられないということである。さて、奴隸貿易の禁止に伴なつて、斯くして一たん確立された海の自由は、國際連合時代の技術的・經濟的革命によつてひつくり返されてしまつたのである。ウエストファリアの平和条約の時代からヴェルサイユの平和条約の時代にかけて発展して來た海法の諸規則は、國際法学者が期待した程長くは続かないことが判明した。それ以来起きて來ている海洋革命の度合を測定する事は困難である。歴史的洞察の基準によつて査定する以外に方法はないであろう。十七世紀にはひろい範囲にわたつて政治権力の再構築が行われたが、それと同時に知性の革命も行われたのであって、そういう知的革命によつてもたらされたのが、國際社会の根本的変化であつた。今日の状況はそういう十七世紀の状況を想起させる。當時

においても今日においても海の自由に賛成する議論と反対する議論があつたのであって、そういう議論の起りかた為それかたは、非常に類似しているのである。表現のしかたは古風で、現在ではすたれてしまつたような言葉づかいで為されているけれども、十七世紀の議論は其の本質的な性格においては、驚くほど今日的なのである。⁽⁴⁾ 十七世紀においても今日においてと同じく、海の支配権を獲得しようとする闘争が、国際法の方法に影響を及ぼした。そして海の管轄権の問題の学際的な性格を強調したのである。

II 海の主権について

一四九四年のトルデシヤス条約 (the Treaty of Tordesillas) に法的効果を付与した、教皇アレクサンダー六世の有名な教書は、コロンブスの発見の結果として、そして又、それへの対応措置として発せられたものであった。この発見はポルトガルの海外領土への侵害であると考えられた。ブラジルを縦に走る子午線 (a meridian of longitude) をひき、其の線よりも東はポルトガルの拡大地域とし、其の線より西側はスペインの拡大地域とした。当時新しい土地が発見されると教皇の命令によつて其の地に使節団が派遣されたが、教皇の宗教命令 (religious orders) が有効に作用するのはどの地域かという問題が教会法上の問題となつたので、教皇が何らかの形で此の問題の解決に乗り出さなければならなくなつた。それは海をスペインとポルトガルのために分割して、彼らに夫々の海域を保持させる事を意図したものではなかつた。だが其の後スペインとポルトガルが、夫々の地域の中での外国貿易を禁止したので、この命令が海域の分有をもたらしたかの如く考えられたのである。グローチウスが十七世紀のはじめに海の自由について

て書いたのは東印度におけるポルトガル人の想像上の支配権主張に対抗するためであった（フーゴー・グローチウス著『海の自由について』リヒアルト・ボシヤン訳本・ライプツィヒ、一九一九年、フェリクス・マイナー書店発行・第二章・第三章参照）。一般的概念としての海の主権理論の誕生は、一五八二年におけるボーダンの主権論が出版されてからのことであるという事が出来る。ボーダンは本書の中で、海岸から六〇マイル以内の海上航通に関して政府は権力を行使し得るのだという考えは、バルドウス（Baldus）によつて考究出されたものだと述べたが、それは間違いであるとオコンネルは述べている。^⑤ ボーダン自身が政府権力の及ぶ範囲として述べた限度は、三〇〇リーグであった。一五八二年に出版されたボーダンの著作のラテン語訳は、この限界をまちがえて六〇マイルと書いてしまつた。「セルデンは一六三五年に出版された『海洋閉鎖論』（*Mare clausum, seu de domino maris*）の第一巻第十章で、この数字がバルドウスによつて提示されたものだとしている」。^⑥ かくて此の誤った数字が普及してしまつたのである。かくしてバルドウスはペーフェンドルフやシュトラウヒ（Strauch）を含めて、十七世紀や十八世紀の多くの著者たちによつて引用されたが、此の主張の出所についての明確な言及はないのである。

いずれにしろこういうボーダンの主張とバルドウスの引用は、イタリーの海洋都市が海上交通に対して斯様な管轄権を伝統的に行使して來たという漠然とした概念の正しさを弁議しているように思われたのである。当時は諸政府はこういう主張を簡単に受け入れ易かつたし、政治的環境もこういう主張になじみ易かつたためにバルドウスによつて主張されたとするこ^⑦ ういう考えは流行して行つた。一方斯かる主張の根拠となつた主権理念それ自身は一六〇〇年までに政治理論や法律理論の中で確固とした牽引力を持つに至つた。そしてそれに引続く二十年間における海の主権の形成は当然予想される付隨現象であつたのである。かくて海の主権論はルネサンス期の人工的產物であると看做すこ

とが出来るであらう。⁽⁸⁾

一六一九年にペキウス (Pacius) によつて弁護されたアドリア海におけるヴニスの海洋主権主張の例はあるが、内容が漠然としており、海上主権論の主張の例として挙げるにはあまり適當ではない。はつきりとした海への主権主張の例としては、英國とスエーデンの権利主張の例を挙げることが出来る。近代の海法の誕生をもたらす論争の契機となつたのが、この両国の海洋主権主張であった。⁽⁹⁾ バルチック海に対するスエーデンの権利主張は、グスターヴス・アドルフス (Gustavus Adolphus) の拡張政策の特徴であったが、それはバルチック海に沿岸を持たない國家のバルチック海における商業活動を、通行税の支払義務を認める国家を除いて全面的に禁止しようとするもので、いうならば其は「閉鎖海」の主張であった。⁽¹⁰⁾ それは此の権利主張が行わたる地理的な範囲と性格において、英國の権利主張とはちがつたものであつた。それならば、英國の権利主張とはどのようなものであつたらうか。ジエームズ一世は土地認証 (landkennung) に関するスコットランド的概念を、其のままイングランドに持ち込んで来た。このスコットランド的な土地認証概念によれば、沿岸から見える範囲内にいる船舶から見える範囲内にあるものは、何であろうともスコットランド王の所有するものと考えられたのである。これに対してチャーダー王朝の王たちが、これと同じような権利主張をしたかどうかは分明ではない。一六〇一年に女王・エリザベス一世は、「デンマークとの交渉において「沿岸から余り遠くない距離にある海の財産は、或る程度の監視権と管理権を生ぜしめる」(property of seas in some small distance from the coast may yield some oversight and jurisdiction)」と主張した。けれども沿岸国の君主によつて漁業と航行が禁止されではならぬものと考えられていたのである。

ハリエットがやうやかに述べてゐる土地認証に関するスコットランド的な概念は、スコットランドにのみ独特なものではなかつた。

それは北方諸国のすべてに共通なものであった。この概念は英國の海に対する主権主張をする際のジエームズ一世の政策に影響を及ぼしたようと思える。⁽¹¹⁾ こういう海洋主権概念が實際の権力を握っている王によつて展開されると、それに伴つて外交上の紛糾がおこり、また學問上の議論も行われるようになつた。そしてこういう権利主張に刺戟を受けた当時の英國の法学者たちは、王の権利主張の信頼性と古来からの一貫的 existence⁽¹²⁾ を確証するために、幅広い研究をはじめたのである。彼らによるこゝいう歴史的研究方法の採用は當時においては必要かくべからざるものであつた。

それは何故かと言えば、當時に於ては折衷主義と歴史的方法が學問上のきまりきつた伝統であつたからという理由からばかりではなく、單なる主張或いは権力の展開は、他人によつて其等の主張を認めることができ道德上の義務であると承諾されるような権利を作り出すためには不充分であると看做されていたという理由からでもあつた。原初的な物の分割 (diviso rerum) を公理として認めることが必要であると看做された。いく人かの学者はそういう原初的な物の分割を神法の示現として取り扱つた。そして彼ら以外のそれよりは近代的にみえる他の学者たちは、そういう分割を社会契約的な考案として取扱つたのである。そして原初的な物の分割があつたという考え方は次第に確定的なものになつて來た。こゝいう物の分割は諸国の国内においてと同様に、諸国民の領土の周辺の海においても普遍的に有効なものと看做されるようになつて來たのである。こゝいう原初的な分割様式の學問的説明に成功した学者は誰かといえば、それはスコットランドの法学者クレイグ (Craig, Sir Thomas, 1538—1608.) ではなかつたかと思われる。彼はスコットランドのジエームズ六世の統治時代に、海の財産は其の海に最も近い陸地を所有している人達に属すると主張した。それ故に彼の見解によれば、フランスの海岸を洗う海はフランスの海と呼ばれるが、その理由は他のどの陸地に対しても、其の海がフランスに近いからである。それと同じ理由で英國の海岸を洗う海は英國の海と呼ばれ

たのである。クレイグはさらに次のように言つてゐる。「占領された海の部分は其の部分を占領した国民の領土に属する。そして国家の支配者は彼自身の領土内で持つてゐると同様な権利を、占領された海の部分に対しても持つことを主張するのである」。そしてクレイグ理論の跡を継いだのが、もう一人のスコットランドの法学者、ウェルウッド(William Welwood, ?—1622.)である。彼は一六一三年に発行された「ヤギーの海法の要約」⁽¹³⁾ 'An Abridgment of all the Sea-Lawes' の中で、海の分割所有権理論を開拓し弁護した。

海洋主権関係の王家の特権問題という部分的な問題に限られてはいたけれども、この問題の或る特定の分野に関するイングランドにおける理論的把握は、スコットランド人たちが此の問題についての一般的理論を形成した時よりも、時期的に早かつた。マナーはJ・ディギス(J. Digges)に対しても、ディギスは高潮線と低潮線との間の海岸における王家の権利の理論を作出したことはしたが、かれの理論構成はまだクローマ法に基づき、特権者の権利概念を一層強化して使用しているに過ぎないという非難を浴びせているが、当のディギスは一五六九年に書いた「沿岸と塩水に洗われる浜地における女王様の財産権を証明する議論」(Argument proving the Queen's Majisties Propertye in the Sea Lande and Salt Shores Thereof) の中で、モン・ローに於ては王は海の所有権者であるという明らかな疑う余地のない命題を、彼の理論構成上の主要な前提としていた。低潮線標識よりも上の海も、それより下の海も、海として一体であるところを小前提として主張しながら、彼は前浜の権利は王に帰属するという結論を述べたのであった。「そして最も古い時代の王たちは彼らの王冠の権利において、此の島の周りの海を全く正しく且つ完全に彼らのものとして保持して来たことを我々は英國王の財産権の中に見るのである」と述べた。海における王の権利の問題はまだ、下水委員会の管轄権との関連の中で生じて來た。下水委員会の人たちは東アンダーランドの沼沢地の排水事

業を管理すると共に水底下に沈んだ土地に対する権利の再主張を為しつつあったのである。問題は委員会の管轄権が海にまで及んでいるかないかという事であった。⁽¹⁴⁾一六二二年に此の問題についてグレイ法曹学院で講義をしていたカリス (Callis) は、英國の海 Mare Anglicum はイングランドの領域の範囲内にある。そしてそれ故にヘンリー八世の制定法の下での委員会の管轄権内にあるとした見解を確立したのである。彼は英國海における王朝の利権を因のカテゴリー (imperium regale, potestas legalis, proprietas tam soli quam aquae et possessio et profitum tam reale quam personale) に分けた。⁽¹⁵⁾ 彼は海事裁判所の権利委任状 (Admiralty commissions) と難破船、浮荷、投荷に関する特権を再検討したとの次のように結論を出した。「⁽¹⁶⁾ 『……私は王が海の大領主であり所有者である事を、そして又、海はイングランドの領域内にあるという事を証明したと思つてゐる。そして、私は又、法に関する古代の書物、権威ある文書、認可状や制定法規、慣習や追放や破門等に関する諸措置によつて、このことを証明した。そして其処における統治は、この領域のコモンローによるのだ』」とを証明したのである。『記録、歴史および王国の国内法によつて証明された英國海の主権』（一六五一年）の著者・J・ボーロース (Boroughs) は、ロンドン塔に保管されている国家文書を広範囲にわたつて探索し、一六三三年に其の結論をまとめたのであった。彼は数百年間過去にやかのぼつて、海における王の封建的な権利行使の証拠を発見したと主張した。そして其の事を根拠にして、人を納傳せよとな弁護論を展開したのである。彼が特に重要視したのは、‘De superioritate maris Angliae et juris officii Admirallitus in eodem’ という H. ハワード一世時代の宣言であった。⁽¹⁷⁾ ハークム出の宣誓のテキストを一六四四年刊の彼の第四註釈書 (Fourth Institute) の中で使用してゐる。そして、それは十七世紀中に屢引用されたのであった。そして、これらの

引用においては *possessio* という言葉が、海に関して中世の起草者たちが意図した以上に、より多くの意味を持つものとして使用されたのである。^⑯

ボーロースの研究が発表されてから二年後、一六三五年にセルデンが其の有名な著作、閉鎖海論を発表した。彼の論ずるところによれば、ロンドン塔に保管されている中世の諸文書を使用して彼や或いは彼以外の人たちが為した研究は、海への王権の行使の妥当性を証明している。彼が其の証拠を発見したと主張している海における王権は、海軍本部関係の事柄あるいは制海権に関する事柄に限られてはいなかつた。それは現代の人々が所有権者の問題とみなしたものであらう事項にまで及ぶと考えられたのである。たしかに後期中世時代および十六世紀を通じて、王が漁業に対しても権威を行使した証拠があるばかりでなく、いくつかの場合に於ては、此の権威は他国民によつても認められていたのである。たとえば、一六三〇年のフランスとの条約の中において、それが認められているし、又メリーランドの統治時代には、アイルランド沖合のフランドル人の漁業との関連においてそれが認められていたという人もいる。さらに「バンヌ (the Banne)」における王の漁業権事件^⑰におけるサー・ジョン・デヴィーズのアイルランド判決集中の権威ある司法上の先例意見は「海は王の正しき承継財産である」と述べている。

海における英國王の権利の起源は何時かという問題に確答を与えることは多分不可能であろう。何故ならば歴史の中にこれらの権利が最初に認められた決定的な時点が見出されないからである。海における封建的な管轄権的権利が法律家たちによつて排他的支配への請求権の表現であるとして、合理化され得るための法論がもたらされたのは、ルネッサンスの時期に主権概念が漠然とした形ながら構成された時においてのみであつた。そしてここでいう排他的支配への請求権は、最後には王と議会との衝突をもたらすに至つたところの、王への権威の集中傾向の一側面に過ぎなか

つたのである。王の政府は本来的に土地に対する王の封建的な権利を基礎としていたから、せまい海 (Narrow Seas) から外国の漁船を排除したり、或いは其の水域に対して有する王の権威への尊敬のしとして外国船舶から敬礼を要求したりするイングランドの権力が、理論的に海における王の財産を根拠としなければならないことは避けがたいことであった。コーグは、もしも人がイングランドの四つの海の範囲内にいるならば、彼はイングランド王国の範囲内にいるのであり、同じ王国の統治権の中にいるのであると書いたことがあるが、其の様に書いた時コーグは、右に述べた様に、イングランドの権力が理論的に海における王の財産を根拠としていることを理解していたにちがいないとオコンネル氏は述べている。⁽²⁰⁾

一六三三年に発表されたボーロースの著作の新鮮さは、それが王が海に所持している財産権を普遍的なユス・ゲンチウムの規則の一例として取扱うことによつて、王の特権的な権利についての議論の幅をひろげた事であった。「絶望的」といつよい程厚顎無恥である場合は別として、何人も事実上次の事を否定することは出来ない。すなわち諸君主は、海のいくつかの部分に対する主権の中に、そして又、それらの部分の通路、漁業、沿岸地帯の中に排他的な財産権を持つてゐることを、否定することは出来ない」と彼は主張したのである。一六四三年にスペルマンは、「岸辺の土とそれに隣接する海は今や夫々の権限に応じて、王並びに特定の領主たちのものである」と書いた。⁽²¹⁾ 一六六一年にゴドルフィン (Godolphin) は海における王の支配権を確認した。また一六一三年にズーチ (Zouche) は、英國の王たちは「英國海の主権的な統治権を平和裡に所有して來た」と書いている。そして此の時ズーチはエドワード一世の宣言 De superioritate maris を引用しているのである。⁽²²⁾ そして一六六四年にエクストン (Exton) は王が「英國海の最高統治権を持つてゐる」と書いている。そしてこのエクストンの意見はセルデンによつても確認されているのであ

る。^{②3} われに一六六五年にコードリングトン (Codrington) は、自然法と諸国民の法によつて海はすべての人に共有されているものではなく、私的な支配権を及ぼす」とが可能なところであったと述べたあと、「グレート・ブリテンの王は、英帝国の不可分の永久の付属物として、其の周辺を流れる海の領主である」と書いている。^{②4} 一六六八年にはロル (Rolle C. J.) が、そして一六七六年にはモロイ (Molloy) が、メドウズ (Meadows) が一六八九年に述べたことと殆んど全く同様なことを述べたのである。メドウズはユス・ゲンチウムからの理論構築という方法をとったのであるが、彼は次のように述べているのである。「其の国が海に接しているすべての君主は、土地の付属物として或いは土地に従属するものとして、彼に所属する海の或る部分を財産として持つてゐる。あるいは、ヴェニスやアーテリースの様に、同体の不可欠の部分として海を合体化したのだ」^{②5}。

一六三七年の「シップマネー事件」に於ては、議論の中で海における王の特権論が強く推進された。しかし弁護することが必要とされた王の主権区域の限界については何らの提示もなされなかつたのである。此の限界についてイングランドとスペイン、イングランドとオランダ、そしてスコットランドとノールウェーとデンマークの中間線が其の限界であるという見解があつた。^{②6} だがイングランドとフランスの間、イングランドとアイルランドとの間に關しては、全海域が王権の支配下にあると主張されたが、その理由はこれらの諸国に對して共通の主権が主張されていたからである。また、別の見解によれば限界線はノールウェーのファン・スターインの所を走る緯度から、フィニスティルまでひろがつてゐるものと考えられた。条約中で使用される「英國の海」という言葉は、文献や外交理論の中で使用される「せまい海、'Narrow Seas'」という言葉と時々混同して用いられた。そして、こゝでいう「狭い海」とは通常英仏海峡 the Channel のみを意味したのであるが、時々はそれ以上範囲のひろい権利主張を示すために用いら

れることがあつたのである。⁽²⁷⁾ 一七一九年に海事裁判所は、条約中における「英國海」という言葉の使用はただ単に「海峡」のみを意味しているのだという見解を示した。但し王の主権はフィニステルまで及んでいるという事も述べている。そして海峡区域以外でなされた捕獲品や捕虜の返還を命じた。

海における英國主権を象徴的に示すゼスチャーとして、外国の船舶が英國王の船舶に対して、旗による敬意の表明をするよう外国の船舶に求めるべきだという事が主張された。それはどういう形式をとるかといえば、外国船舶が「英國海」においては、其の旗を下げるか、あるいは時々はトップスル（Topsails）を下げるによつて、示されるものであった。この件に関して次のような事が想起される。一六三八年に国王陛下の船・ニコデムス号の船長はオランダ船舶による敬意の表明を強制することを「怠つた」ことを理由として、船長としての職務を停止された。

（海軍記録協会・海の法と慣習・五〇九）。海軍指令書は、一六七一年と一六八一年に出された命令を指令として具体化した。そして、此の指令は、一六七七年、一六九五年、一七〇四年、一七一一年に執行された（海軍記録協会・海軍雑録・一九二七年度版・第三巻・三〇五）。一七五七年の海軍司令書は英國の軍艦に対して、フィニステル区域に至るまでの外国の船舶に「敬意の表明」をさせるよう要求した。そして、これらの水域においては旗をおろしたりトップスルを降ろしたりしないよう要求したのである。⁽²⁸⁾ 最初の事件が起きたのは一六〇三年であつて、この時はオランダ船舶が旗を下ろすよう要求されたのである。次いで一六〇五年にはドーヴィアの沖合で、オランダ船との間に事件が起きている。此の様な諸例にもみられる様に、英國海軍による外国の船舶に対する敬意表明要求は、重大な事柄であると看做され、十七世紀を通じて論議の対象となつた。旗のあげおろしによつて敬意を表明するという慣行は、当時において普遍的な慣行であつて旗のあげさげの基準の中には、夫々の国のあるいは夫々の指令官の地位の高低が

含まれていたのである。スチュアート王朝の理論は、ほかのところでは儀式的なものに過ぎなかつたものを主権の承認問題へ変化させたのであつた。⁽²⁹⁾第一次オランダ戦争はこの問題に関するブレイクとファン・トロンプとの間の衝突から一六五年に生じて來たものであつた。そして一六五四年のウエストミンスターの条約は「旗の名誉」は、「いついかなる時に於ても、それ以前のいづれの政権の下においても遵守されて來たのと同様な方法で」継続してまもられて行くことになるであろうと述べている。そしてウエストミンスター条約のこういう表現は、英國においては英國の主権主張の承認であるとみなされ、オランダにおいては「自発的な尊重の印」とみなされた。⁽³⁰⁾そして、こういう解釈のあいまいさは、まさに十九世紀に至るまで、この問題にかんする外交の中に存続していったのである。英國政府にとつては旗の上げ下げに依る敬意の表明は、捕獲や漁業のような事柄に法を関連せしむる外的象徴であつた。チャールズ一世の処刑のあと、英國とフランスとの間には、宣戦布告のない敵対行為が行われていたが、この時オランダ人は、英國とフランスの両方と貿易関係を維持していた。しかし、英國の海軍司法委員会がオランダ船に積載されていた貨物を戦時禁製品であると判定した時にオランダ人が損害をこうむり、それが原因となつて英國オランダ海軍戦争が起きた。オランダ人は戦時中においてもフランスの貨物を輸送し得る権利があるものと考えていたが、英國海における主権という考えが、英國側を、オランダのそういう権利主張を放棄させなければならぬところへ追い込んだのであつた。ウエストミンスター条約は「地上、海、町あるいは港において英國側が讓歩したことを意味した。英國側は英國海における主権論を放棄したという考えは持つていなかつた。主権をもつてゐる海域における讓歩であるから、象徴的な意味での主権は英國のものだという意識がある。英國にとつては、この象徴性がさらにもつと重要なのであつた。一六

七一年におけるオランダに対する宣戦および一六八九年におけるフランスに対する宣戦布告文は、いずれも「英國海における主権」に特別に言及している点において特徴的であった。一六六七年のブレダ条約 (the Treaty of Breda) の交渉に当つたサー・ウイリアム・テンプル (Sir Wm. Temple) は、「狭い海」 the Narrow Seas の支配権の承認を実現することは彼にとっての最大限の喜びであるといつてゐる。ヴァッテルの論へと/orによれば、ルイ十四世はこれらの交渉過程において、海峡が英國海峡と呼ばれることを認めようとはしなかつた。だが、一六九七年のリズ⁽³¹⁾ ウィックの条約においてルイ十四世は「英國海」を承認したのである。

一七一七年にフランスは、敬意の表明は「海峡」内に限られるべきだと提案したが、英國海軍当局はこれを全く取りあげようとしなかつた。英國海に於て外国の船舶に敬意の表明を強制するのが海軍の指揮官の義務であるという条項は、一八〇六年の海軍司令書 (the Naval Instructions) から削除された。⁽³²⁾ 此の問題は一八一五年に英國政府が処理しなければならない問題として再び登場して來たが、それはウイーン会議における議定書の討議の際に、それとの関連に於て問題として取り上げられたのである。この問題に関して海軍省で準備された書面は、海の排他的支配への権利主張は放棄され、其の結集、「敬意の表明」そのものが論議的になつて來たといふ事を示していた。だがこの問題が内閣で取り上げられた時、閣僚たちは「海における英國の権利を、それがどのようなものであれ、放棄するという考えに驚愕した。そして彼らは斯様な事柄の討議はしない方がよい」と考えたのである。ウイーン会議においては此の問題の討議そのものを避けようとする方針は成功した。⁽³³⁾ この問題は一八一八年のエキス・ラ・シャペルの会議で再び取り上げられた。此の時、カスルレーは此の問題がロンドン会議に於て取り上げられるよう希望し、其の希望は受け入れられた。しかしながら、ロンドン会議は此の問題の討議をしなかつたように思われる。一八〇六年の海軍

司令書は一八二四年にそのまま再発行された。だが大英帝国の権利の正式の放棄は決して為されなかつた。

三 海の自由について

グローチウスの「海洋自由論」は、十七世紀の初期にオランダ東印度会社の理事者たちに、インド諸国との貿易に同会社が従事する権利に関して、かれが専門家としての立場から開陳した法律論の一部であつたとされている。当時ポルトガルの主権を握っていたスペインは、この地域にオランダの勢力が介入して来ることに反対したが、その論拠を、教皇アレクサンダー六世の教書による此の地域へのポルトガルの排他的な権利保有論に求めたのであつた。グローチウスはユス・ゲンチウムの特徴としての貿易の権利を弁護しようとしたのであるが、彼は其の主張の論拠を、海は其の性質からして独占を許さない商業用の道路であるという理論に求めたのであつた。弁護依頼人たちがグローチウスに求めたものは法律論であつたが、依頼人たち自身にとつては、ポルトガルの権利に対する挑戦はカルヴィン派の信者たちが心の安堵の根拠を其処に求めた道徳上の問題であつたのである。ユス・ゲンチウムは道徳的な分野と法律的な分野を連結する役割を果していたが、ちょうどそれと同じようにグローチウスの主題は法学的であると共に倫理学的であったのである。元來グローチウスの議論は漁業規則の問題に向けられていた訳ではなく、また、英國の権利主張の問題に向けられていた訳でもなかつた。けれどもジーアイムズ一世が漁業を禁止し、オランダがその件について交渉するためロンドンに使節を派遣した時には、彼の議論は交渉内容に利用されやすかつたのである。⁽³⁴⁾一六〇八年に海洋自由論が発行された結果、グローチウスの議論を論破しようとしたスコットランドやイングランドの法律家た

その議論とグローチウスの議論は、正面から対立する様になつた。グローチウスに対する反駁書の最初のものは、一六一三年に発行されたウェルウッドの書物であった。そして其のウェルウッドの議論に対しグローチウスは、一つのパンフレットで回答したが、このパンフレットは一八七二年まで発行されなかつた。このようにして齎された學問上の議論はクロムウェルの時代に武力による紛争の解決が求められるまでになつて來た。そしてそういう武力的対立はついには海軍力の対立的行詰りの時代を招來したが、そういう武力的停滯状況は、實際上グローチウス理論の正当性を証明するため、好都合な状況であつたのである。海洋自由論は十七世紀の前半に於てはただオランダの國際法学者たちによつてのみ弁護されたに過ぎなかつたが、ルイ十四世の下でのフランス優越時代とスペインの没落時代において普遍的に流行するようになつた。⁽³⁵⁾ 一七〇〇年頃になると海洋主権論は、以前に唱えられたものの其の儘の繰り返しが、斜のように響くに過ぎなくなつた。そして、唯一つの問題は沿岸の範囲の問題となつたのである。グローチウス理論の勝利を確實にしたのはファン・トロンプ (Van Tromp) であり、ドゥ・ロイター (De Reuter) であつた。

四 論争の知的基盤

反宗教改革時代に於てはスアレス (Suarez)、モリーナ (Molina) およびベラーマイン (Bellarmine) などの著作によつて、神学と哲学との間の境界が明瞭化されたのであるが、海洋の自由に関する議論はそういう反宗教改革期に起つた知的焦点の変遷の徵候であった。グローチウスは、こういう知的發展段階の影響を受けた。だが、北部ヨーロッパにおける彼と同時代のプロテスタンントたちは、依然として聖書の註釈をもととして問題を解決しようという傾向を

持ち続けたのであって、抽象的理論にもとづく解決方法を探求する傾向はすくなかったのである。グローチウスの海洋自由論をウエルウッドが攻撃した時、ウエルウッドの主要な論拠は神学的なものであった。^⑬ グローチウスは、海は「自然の第一条件によつてすべての人に共有のものである」と哲学的根拠に基いて主張したのであるが、こういう哲学的主張に対する回答としてはウエルウッドは、これは聖なる神の言葉に反するものだと主張したのであった。「地を征服し、魚たちを支配せよ」との人類への神の命令は「水域をも亦征服することによる」以外、遵守することは出来ないとウエルウッドは主張したのであった。水域も陸地と同じように分割し得るものであり、大洪水のあとで「地に満ちよ」という神の命令の下にある。自然の創造者として、そして其れ故に構成の創造者としてと同じように分割の創造者としても亦、神は海が共有のものであることを意図せず、適当に人々の間に分割される事を意図したのであるというのが、ウエルウッドの見解であった。但し、ウエルウッドがこういう主張を其の著作の中で行なつた時、彼は、沿岸水域について述べていたのであって、「主要な海あるいは大洋」について述べていたのではなかつた。^⑭ ウエルウッドの見解によれば「主要な海あるいは大洋」は、上に述べたような一番近い夫々の国民の国土に所属する正しく正当な境界からはるか離れたところに位置しているのであり、彼の論議の対象からはずされていたのである。一六六一年にゴドルフイン (Godolphin) は「世界が創造されるや否や、人は海の魚に対して神の掟によつて支配権を持つに至つた」と言つているが、彼は神学的な議論に訴える最後の著者たちの一人であった。デカルトの時代においては時代おくれの学者だけが神学的な学問方法論に依存し得たのである。そして、セルデンのような洗練された精神をもつた人は、彼自身の哲学的基盤の上でグローチウス議論とたかう必要を認めることに事欠かなかつたのである。セルデンの著作の中では神学的な議論の展開がいぜんとして顕著であったが、以前よりももっと慎重に扱われたので

あり、神学的な議論にのみに頼るということは為されなかつた。

セルデンはウエルウッドと同じく地の分割の期日をノアの時代に定めている。そしてノアはアダムの人格を代表するものとされている。そして地に満ちよという命令は、ノアの息子達に向けられたものであった。斯くてこの「聖なる寄贈行為」はノアの息子たちを「全世界の共同の主」たらしめた。だが洪水後の或る一定の時期に、地はノアによつて分割された。そして此の場合ノアは「何人も彼の兄弟の地境を犯すべきではない」という「神からの命令」を発したのであって、かくて「はじめて此の地に境界を設けた」カインの模倣をしていたのである。この問題に関するこういう見解から明らかになる事は、此の地は元来共有されていたということであり、そして *divisio rerum* が行われたあとも、共有物として残った地があつたという事である。そして、それから、此の残余分がどのようにして専有化されるかの問題がおきて来たのである。この点に関してセルデンは社会契約概念を導入したのである。⁽³⁸⁾ 「はつきりと言葉で表現してか或いは暗黙のうちに慣習によつて」人類は占領による獲得に同意した。この問題の一般的原則に関する限り、彼の意見はグローチウスの意見と完全に一致していたのである。だが彼は契約対象の中に海を含めることに関して、グローチウスと意見を異にしていたのであった。グローチウスは彼の主張の根拠を自然に基づかせていたがセルデンは神法に根拠を求めたのであった。彼によれば、地は分割されるべきであるという神の意図は、社会契約という手段によつて土地に関してと同様に海に関しても実行されたのである。たとえばそれは、海の境界に言及している聖書の文節が証明している通りである。かくて海の私的な支配は、神の命令によつて認可され、人の同意によつて実現したのだとセルデンは結論しているのである。⁽³⁹⁾

海における財産についての神学的な概念の持つ重要性は、諸国民間に分割される区域の明確な限定を *de essentia*

なものとはしていなかつたという事である。ウエルウッドは此の点を次の様な言い方で明らかにしている。すなわち彼は英國海の限界を示す島がないという事は大したことではない。何故ならば、土地と海の両者の分割者であると共に土地と海の分割と区別の最初の著作者である神は、そういう事柄を了解し得る心を与えて下さつてゐるからである。羅針盤と取り囲みの概念を用いることによつて、人は概念的な限定についての了解を表現する事が出来る。そしてこの了解は他人の効果的な排除が為されているか否かに依存して、其の有効性を保持しているのではない。それは丁度土地に対して持つ人の財産権が、財産権者があらゆる瞬間にその土地の上にいて侵害者の侵入を禁止することが出来ることに依存しているのではないと同様である。⁽⁴⁰⁾

自然法が有効か有効でないかの基準に神は不必要であるというグローチウスの有名な発言は、ユス・ゲンチウムの体系からの神意の抹消を予示したのであつた。そして彼の発言が齎したものは占領が原始的な権利獲得のための排他的な様式であるという考え方であつた。「弁護論」*'Defensio'* の中でグローチウスは神学的な議論を破壊し略奪して行つた。聖書の本文を検討したあと彼は地の分割の中に海の分割も含まれるという主張を反駁し、「新奇」であり「聞いたことがない」と其の主張をこつびどく叩いたのであつた。(Bibliotheca Vissseriana, 1928, VII, 164.)^o そしてグローチウスのこゝいう議論は、所有権の境界は現実の所有行為によつて確実化されたものとしての所有権の境界とははつきり別のものとして知的に把握出来るのだという議論の根本を揺るがしたのであつた。そして彼は次の如く述べたのである。「何故ならば所有権は所有なしには発生しない。だが一方において所有は所有の意図のみで始まるものではない。所有のためには身体の行為が付加されなければいけない。だが知的な境界線を引くことだけで、この問題の解決にとって充分であるとするならば、法が命令することは既に間違いだということになつてしまふだろう。すな

わち、我々は意図によつて所有権を得ることはないのである」。⁽⁴¹⁾

グローチウスが神学的な議論に譲歩しようとする点があつたとするならば、それは自然の作成者はすべての物を共通の基盤の上に造り出したということに同意したということであり、成果を生み出す原因となるような労働が付加された土地に限つて土地の分割を認めたということである。

統治の権力は、其の上に物理的な力が効果的に展開される地域に領域的に限定されるという考え方が流行して来るにつれて、海洋に対する権利主張の明確な限定が必要欠くべからざるものになって來た。そして十七世紀の後半期に神学的な議論が衰えて行くにつれて、法律学者たちは海の占領地域から他人を實際に排除することによってのみ海における財産権の排他的な享有ばかりでなく海を支配する権限が生み出されるのであるという考えに賛成する様になつた。一六七六年にモロイ (Molloy) は此の事について極めて明確に次の様に述べた。「海は保護し統治することが可能な所である。それと同じように陸地は人々の間に分配され都市や権力者たちによつて占有される。この点に於て海が陸地以下の取扱いを受けるという事はない」。財産は力によつて獲得し得るという此の見解の中には、本来的に略奪的な理念は毫末も存在しなかつた。⁽⁴²⁾なぜならばそういう過程は社会契約によつて是認されているものと考えられていたからである。創始過程における海の分割は契約の一部をなしているものと考えられた。あるいは又、まだ何人も独占されていない物を独占する権利は、社会契約によつて保持されていると想像出来たのである。いざれにしろ、占領による財産の獲得は自然的な権利と看做すことが出来た。そして海の所有は、この権利の行使の一例に過ぎなかつたのである。

勿論こういう考え方は海を共有物としてではなく無主物として性格づける考え方たに依存していた。十七世紀の後

半に於ては此の点については殆んど論議の余地はなかつたのであって、此の事は重要なことである。有名で顯著な著者たちのすべてによつて、海は占領し得るものである事が是認された。⁽⁴³⁾ そして此等の著者たちの関心は占領が可能であるかないかについてよりも、所有が有効かどうかという点に集中したのであつた。個人或いは公的団体に付与されていない物は、それらの物を最初に獲保するものの手に渡るであろう。そしてこれこそ、すべての物の所有権の基礎であったのであるが、こういうグローチウスの議論はペーフェンドルフによつて捕獲物の獲得を支持するためではなく、領土の獲得を支持するために、そして其れ故に海の獲得を支持するために用いられたのであつた。

十七世紀の末期に活動した一世代の法学者たちは、海を支配する権力は海を所有する権力と一致する。そしてインペリウムは本質的には領土的なものであるという一般的な概念をペーフェンドルフから引き出したのであつた。英国の法律家たちは同じような考えをロックの著作の中に見出したことが言えるであろう。統治権についてのロックの理論は自然法を強制する場合を除いてはどの君主も別の君主の臣下を処罰することは出来ない。何故ならば彼には彼らに対する権力が欠けているからであるという趣旨のものであつた。⁽⁴⁵⁾ だが君主たちは自然状態の中では平等であるからして土地を（そしてそれ故に領土を）独占することが出来る。それは丁度個人が労働という行為を附加することによつて土地を自分のものにすることが出来るのと同じである。個人の労働行為に匹敵する政府の行為は他人を排除する権力であつてそれによつて人類の同意なしに地を囲い込むことが可能とされるのである。こういう考え方かたが学問的にどのようにして確立されたかには関係なく、あらゆる沿岸国は効果的に占領している限り海における財産に對して自然的な権利を持つてているという見解が、一七〇〇年頃には普遍的に採用されるようになつていた。未だ残つていた問題は、其の財産権の有効の度合はどれ位かという事であった。十七世紀のはじめ頃には、海における排他的

な財産権は船舶による海の支配から生じて来るものであるという意見がひらく行われるようになつていた。グローチウス自身はインペリウムは「海の或る部分に停泊している艦隊」によつて行使されるものであるという原則を提案していた。そして彼のこの意見はロッケニウスによつて踏襲されたのである (*De jure maritimo et navalium*, 1650.)。この様な支配権の本質的な一過性は、十七世紀半ば頃の海戦によつて暴露されたのである。さらに諸君主は自然状態の中では平等であるという見解は、地球上の領域の不釣合な部分の略奪による獲得という観念を次第に排除する傾向を示した。グローチウス以降の時代のより洗練された法学的思考は、諸君主の平等を表明し得るための普遍的な適用性を持ち、かつ、当時流行して來ていた財産の獲得のためのより厳格な必要条件を説述するに足りるような原則を、追求したのであつた。近隣海における沿岸国の権利の明確な限定という理念、それは一リーグから一〇〇マイル迄の範囲にわたつていたが、そういう理念はなお引続いて勢力を持つていた。そして其の原則は大砲の着弾距離の中にも最も適当に具現化されていた。そして、此の大砲の着弾距離という理念は排他的権利の基盤であると看做されていた物理的な力と物理的な存在を表示するための、古くからある觀念のもつともらしい用法であったのである。⁽⁴⁶⁾ 海岸への大砲の恒久的備え付けによつて外国船舶の航行が意の儘に排除されることが確實になつた。そして、それは大砲の着弾距離の範囲内の海の獲得を正当化した。しかも、これは普遍的に適用し得る基準であった。そしてすべての国家はこの原則から平等に利益を得たのである。⁽⁴⁷⁾

十七世紀中の討議に貫してみられた筋書きは、海洋管轄権に向けて為された権利主張は知的にも軍事的にも防衛可能なものでなければならぬという了解であつた。これらの権利主張に関する全ての弁護や批判の出発点は自然法と万民法による財産の獲得様式であった。そして、これらの権利主張の分析は、ローマ法の諸制度を通じて客体化さ

れた神学的哲学的な色々な要素の複合体的な思考をもたらす傾向を示していたのである。神学的な立場から哲学的立場への漸進的移行はバロック文化の世俗化の附隨現象として起きたものであった。理性の時代 (the Age of Reason) の哲学的議論によって海洋管轄権に関する議論の結論は、不可避的に海の主権概念からは引き離されたものになつて来た。その理由は簡単であつて英國とオランダの戦争、英國とフランスの戦争およびオランダとスウェーデンの戦争から生じて来た諸国海軍の対立状況の行詰りが、海洋への権威の行使を容認し難いものにしたからである。海の専有の哲学的基盤は一七〇五年にケストナー (Kestner) によって次の様に簡潔に表現された。「それは財産であるから海は自然によつても占領されるし、権利によつても占領される。」この事を理解するための手掛けは占領という事が持つてゐる性質によつて与えられている。占領とは、それによつて財産が我々の権力下にもたらされる行為である。我々の権力下にあると考えられるのは、我々がそれを使用することが出来、そして他人をそれから引き離しておくことが出来る時である (*in nostra autem potestate existimatur illud, quo uti, et alterum inde arcere possums.*)。ケストナーの時代までには、恒久的に海岸から防御されてくる地域から他人を排除し得るという事は、それのみで明白な意義を有するものになつた。「実際的な事実」 (the practical fact) が領海と海洋の自由との境界を確立したのである。

五 支配権と所有権

十七世紀中の議論を通じて一貫していたもう一つの筋書きは、新しい主権概念と、占領に関するローマ法理論の中で法的形式を備えるようになつた効果的な権力についての哲学的観念との間の、本来的な関係についての問題が、一

貫して論じられて来たという事であった。その問題とは、更に具体的に言うならば、支配権力 (jurisdictio) は海域の所有権から生じて来ているのか、或いはそういう所有権とは別個のものなのかという問題であった。この問題は十七世紀に於ても重要な問題であったが今日においても依然として重要な問題である。何故ならば法学者たちは、国家の領土の境界より外側に政府の権威を行使するための規準を探し求めて來たが、いまなお成功していないからである。権力といふものは領土外的に表明される場合には不安定なものになりがちであり首尾一貫性を欠きがちである。何故ならばそれは領土内で表示されるほど完全なものたり得ないからである。しかも領土外的な権力の性質を明確に規定し得るような命題は存在しないのである。現代の法学理論はいぜんとして権力についての理性の時代の哲学の範囲内に残留している。そして自由海と閉鎖海との間の復活した緊張関係を取扱うために、間違った適用のそれがたをしているのである。さて此處でいう自由海 (mare liberum) と閉鎖海 (mare clausum) との間の復活した緊張関係とは、最近流行している排他的経済水域と公海 (従来の国際法でいう公海)⁽⁴⁸⁾ が不安定な重複関係を持つてゐることの中に本來的に実存している緊張関係のことである。一七〇〇年頃までに確立されるに至つた理論に於ては、統治する権力 (imperium) と海の所有権 (dominium) は、管轄権という单一の基準の中に合体化されていた。そして此處でいう管轄権という基準は、次の二一百五十年間にわたつて法学思想を支配して來たのである。本件に関するこういう見解に従えば、imperium と dominium は相結び付いてのみ存在し得ることになる。かくして統治し立法する権力——それはインペリウムの権力なのであるが——は、統治者と立法者がドミニウム或いは所有者の権利を保持する範囲内においてのみ作用し又、その範囲までしか及ばないのである。そして此の事から次の様なことが言えるようになる。すなわち、外国の船舶は領土の境界より外側にいる場合には沿岸国の権威の及び得る範囲を越えたところにいる事にな

る。そしてこの様に考えるならば、海というものは全くの自由海であるか、或いは、全くの閉鎖海であるかのいずれかであるという事になったのである。⁽⁴⁹⁾ そして沿岸国が単なる管轄権のみを有するという様な中間的な状態は考えられない事になったのである。

十九世紀になると国家の性質や政府の性質についての見解が変動し、沿岸国が単なる管轄権だけを持つような中間的な状態を実体化することが出来るようになつた。かくて十九世紀の著作者たちは、彼らがグローチウスの著作の中に認めたインペリウムとドミニウムの区別を利用開拓した。そして國際法の父自身が拒否したのであるから、「財産理論」は好ましくないものであると結論した。今日に於てさえも領海問題に関するグローチウスの区別の妥当性は当然の事として受け取られている。もつとも、それに関する説明は充分であるとはいえないけれども。インペリウムとドミニウムの区別に関するグローチウスの考えは、海洋自由論、弁護論（Defensio）および戦争と平和の法という三つの著作の夫々に現れている。海洋自由論の中で彼はきわめて一般化された定義を示した。すなわち「何故ならば今日『ドミニウム』は或る特定の種類の所有権を意味しているのであって、其のため事實上それは、他人による同じような所有を絶対的に拒否するのである」。本書のこの部分は次に挙げる部分と対照されるべきである。「さて、或る一定の海がローマ帝国に所属していたという人たちは、そういう表現は次の様なこと、すなわち其の権利は保護権と管轄権以上のものではなかつた。そしてそういう権利を彼らは所有権から区別していたのであるという事を、意味するものと説明する」。海洋自由論の中で此の区別を適用するに當つて彼が為したことは、此の区別を全体としての海に適用したことであった。彼はこの区別を沿岸海には適用しなかつたのであって彼は彼の議論の中から、この区別の沿岸海への適用をはつきりと排除したのである。「この問題はこの海洋の湾や海峡には関係がないし海岸から見えるあら

ゆる海の拡がりにも関係がない」と彼は述べているのである。彼が言おうとした点は、次の点であった。即ち君主は海に於て管轄権と保護権を持つてゐるに過ぎないのであるから、彼らは何人であろうと誰かが海を航行するのを禁止し得ないのであると。‘Defensio’の中で彼は、私は支配権と管轄権について論じてゐるのではない。何故ならば此の事は所有権と漁業権に關係がないからであると述べている。そしてウエルウッドは所有権と漁業権を混同していると非難しているのである。グローチウスが支配権と所有権を区別するに当つて心に画いていたであろうと思われる最もあり得べき目的は、海軍司令長官に英國臣民の船舶に対する管轄権を付与する制定法規に基ずいて、閉鎖海論を弁護する英國の文書の推論の非合理性を、明らかにすることであった。最後に「戦争と平和の法」の中でグローチウスは支配権と所有権の間の区別を最も抽象的な方法で述べている。領土内に於ては財産権というものは注意の外にはずれてしまふが、支配する権能は其の儘残つてゐるのである。この支配する権能は財産権とは關係のない所に隔離されてしまつてゐるようと思われるけれども、なお依然として財産に依存しているというのが彼の考え方である。何故ならば彼はインペリウムとドミニウムが「一般的に单一の行為によつて獲得される」ことを認めてゐるからである。別の言葉で言えば、公共の道路に対しても支配権は及ぶかも知れないが、所有権は及ばない。何故ならばそれは共有のものであるからである。だがそうちからと云つて、このことは、國家の境界を越えた以上には支配権があり得ないといふ事を言つてゐるのではない。

グローチウスの文書を理解するに当つて極めて大切なことは、個人的な管轄権と領土的な管轄権との間に彼が引いた区別に注目しなければならないと云う事である。前者は財産権に依存しているのではなく、支配者と被統治者との關係に依存しているのである。後者は地域的に限定されている。そしてそれ故にそれは本来的に領域の所有と結び付

いているのである。其の領土的境界より外側においては、どの君主も彼の臣下に対する場合を除いては、支配権を行
使し得ないと、いう事を、グローチウスははつきりと述べてゐる訳ではないけれども、それこそはまさに彼が信じてい
た事なのである。何故なら、漁業に賦課される税金は漁民個人個人を対象としたものであり、領土そのものの賦課
ではない。そしてそれ故に、それは君主の臣下のみを対象としているからであると、いう事を、グローチウスは強調し
ていたからである。

注

- ① D. P. O'Connell, *The International Law of the Sea*, Vol. I (Clarendon Press, Oxford, 1982), p. 1.
- ② D. P. O'Connell, op. cit., p. 2.
- ③ 英国並びに外国文書集、第110巻、114K〇ページ（オコーンネル回書、ラテン文字ページ・廿六ページおよび通常ページ11頁
の脚注）。
- ④ D・P・オコーンネル、同右書、11頁。
- ⑤ 同右書、111頁及び111回の脚注。
- ⑥ ハンの「」の部分はオコーンネル先生の著書（海の国際法、第一巻）の111回の脚注の五行目と六行目を使用してある
のであるが筆者自身の調査によれば、セルディンの回書（國立錦大圖書館蔵書、1611年版）の第一巻、第十章（回書119
頁～125頁）にはベルトウスについての記述が見当らない（Ionnis Seldeni, *Mare Clausum seu De Dominio Maris, Libri
Duo, Londoni, Excudebat Will. Stanesbeius, pro Richardo Meighen. MDCXXXV.*）。
- ⑦ D・P・オコーンネル回書、111頁参照。
- ⑧ 同右書、111頁
- ⑨ 同右
- ⑩ 同右書、同頁

(11) 出の盐のシルバーマー主の眞理は、英國法の領域において自然に生まれた田畠でない人は誰でもいいが、ロンドン城にはシルバーマー主立法院の認可状紙にはグレートブリテンとアイルランドの君主威による海の所有権をもつて、漁業をする事を許可された、といふ趣旨のものであつた。(延継田大学図書館蔵書・Thomas Alfred Walker, A History of the Law of Nations, Vol. I, Cambridge Univ. Press, 1899, p. 167.)

(12) オランダ・海の国艦法、兼一類、回真

(13) 同右
同右書、回真

(14) 同右書、回真

(15) 同右書、回真と回真。

(16) Readings of Robert Callis on the Statute of Sewers, 23 Hen. VIII, C. 5 (4th ed. by W. J. Broderick, 1824) 47. (オランダ、海の国艦法、第一卷、五頁の脚注)

D・P・オランダ、回右書、五頁

(17) 同右
同右

(18) オランダ、回右書、六頁

(19) 同右
同右

(20) The English Works of Sir Henry Spelman (1723), 229. (オランダ、回右書、六頁墨出)。

(21) オランダ、海の国艦法、兼一類、六頁

(22) Selden, J., Mare Causum, seu de dominio maris; translated by Gent as Dominion, or Ownership of the Sea (1652), II. c. 16. (オランダ、回右書、六頁墨出)。

(23) Codrington, R., His Majesty's Propriety and Dominion on the British Seas Asserted (1665), 1. (オランダ、回右書、七頁)。

(24) Sir Philip Meadows, Observations concerning the Dominion and Sovereignty of the Seas (1689). (オランダ、回右書、七頁と回九七頁)

(25) オランダ、海の国艦法、第一卷、七頁

海の国艦法の一部（續水）

- ②7 同右
- ②8 オコンネル、同右書、八頁の脚注・四十三^o
- ②9 同右書、八頁。
- ③0 Verzijl, J. H. W., International Law in Historical Perspective, Vol. IV, 62. (オコンネル、同右書、八頁脚注)。
- ③1 オコンネル、同右書、八頁の脚注・四十八^o
- ③2 オコンネル、同右書、九頁。
- ③3 同右
- ③4 オコンネル、海の国際法、第一巻、九～十頁。
- ③5 同右書、十頁
- ③6 同右
- ③7 同右書、十一頁
- ③8 同右
- ③9 同右
- ④0 同右書、十一頁
- ④1 Grotius, H., *Defensio capituli maris liberi oppugnati a Gulielmo Welwood* (Ca. 1630); reprinted in *Bibliotheca Visseriana* (1928), Vol. VII, 164.
- ④2 ハードィの「力」とは、労働力の「力」であつて、他人のものを不合理に暴力で奪うところの場合の「力」とは、別個のものである。ラックは、誰のものでもなかつた自然物に人間が労働力を付加する上によつて、彼の人格の一部が其の自然物の中に混入し、その結果、その自然物は彼の私有財産になるのだところ趣旨のハムを述べてゐるが、ハムの「力」はやうべ意味での「力」である。
- ④3 オコンネル、海の国際法、第一巻、十一頁。
- ④4 同右
- ④5 John Locke, *Second Treatise on Civil Government* (1690), sec, 9. (オコンネル、同右書、十一頁の脚注・七三^o)。

④6 オコンネル、海の国際法、第一巻、十四頁。

④7 同右

④8 この緊張関係とは、公海に関する条約（一九五八年四月廿九日採択、一九六一年九月三〇日効力発生）の第一條と、国際連合海洋法条約（一九八二年四月三〇日採択）の第五十六条と第五十七条との矛盾と相剋の中に、最も端的にあらわれている所のものである。なおこの点については、國士館大学大学院紀要・第二号所載の拙稿・「現代国際政治の考察—海洋法と南北問題—」の五一頁～五四頁の序論的説明並びに五四頁以下の本論的解説を参照されたい。

④9 オコンネル、海の国際法、第一巻、十五頁。

⑤0 「全体としての海」とは the sea as a whole の日本語訳である (D.P. O'Connal, op. cit., p. 16.)。